

介護保険料滞納による給付制限（ペナルティー、罰則）の改善を求める意見書

介護保険料は、改定のたびに引き上げられている。介護保険制度が始まった2000年には、全国平均で月2,911円であったが、それが現在では5,514円と約2倍になっている。本市でも第六期の65歳以上（第1号被保険者）の方の保険料は、基準額で月5,500円となっている。

そのため保険料が支払えなくなる市民もおり、1年以上滞納すると一旦、全額負担になり、後に保険給付費が償還払いとなるが、手元にお金のない方には全額の支払いは困難である。さらに1年6カ月以上滞納すると全額自己負担の上、9割の払い戻しの一部また全部が差しとめられ、2年以上滞納すると原則、利用料負担が3割に引き上げられた上に、高額介護サービス費の支給も受けられなくなる。2016年度には全国で1万3,002人が給付制限を課せられている（厚生労働省介護保険計画課「平成27年度介護保険事務調査の一部訂正および平成28年度介護保険事務調査の集計結果について」平成29年5月30日）。

年金の年額が18万円未満の方は普通徴収となり、特に普通徴収の多くを占める低所得高齢者は、引き上げが続く保険料が払えず滞納につながっている。

罹災や主たる家計維持者の事業の休廃業、失業などの「特別な事情」がある場合は、給付制限の対象外となるが、無年金、低年金などによる恒常的な低所得層は含まれていない。しかし、このような無年金、低年金であるがゆえに保険料の支払いを滞納するというのが実態である。

その上にこの給付制限の判断には、いわゆる「単独減免3原則」の制限もあり、自治体に裁量がなく国の基準に従わざるを得ず、自治体独自の減免制度をつくることについても政府は否定的である。

自治体に一定の裁量を認めて、介護保険から低所得高齢者を排除している現在の介護保険制度のあり方を変えることは喫緊の課題であり、介護保険制度の抜本的な見直しは急務である。

よって、本市議会は、政府に対し、介護保険料の滞納による給付制限の改善を強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月28日

三鷹市議会議長 宍戸治重